

令和6年度 第1回市川市スポーツ推進審議会

次 第

日 時：令和6年11月21日（木）

午後1時15分～午後3時00分

会 場：第1庁舎5階 研修室

1. 議 案

議案第1号 会長・副会長の選任について

議案第2号 第2期 市川市スポーツ推進計画の進捗について

2. 報 告

報告第1号 塩浜2丁目市有地活用事業について

報告第2号 学校部活動地域移行の進捗について

報告第3号 国府台公園野球場の名称について

【配付資料】

（資料1）【議案第2号】第2期 市川市スポーツ推進計画の進捗について

（資料2-1）【報告第1号】塩浜2丁目市有地活用事業について

（資料2-2）【報告第1号 参考資料】塩浜2丁目市有地活用事業について

（資料3）【報告第2号】「学校部活動地域移行の進捗」について

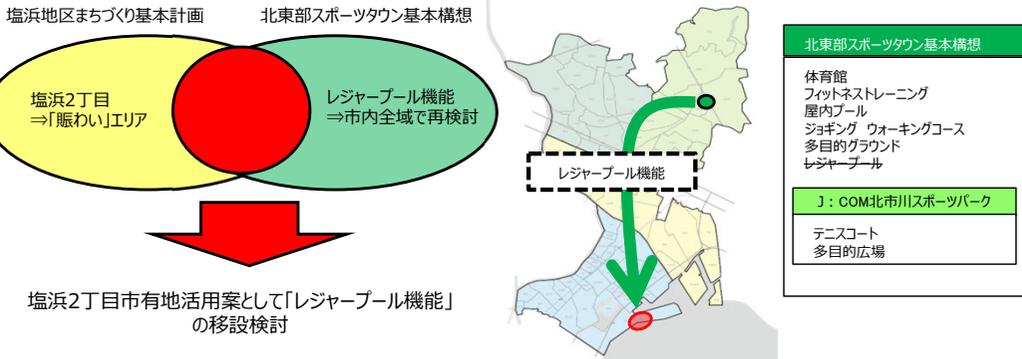
（資料4）【報告第3号】国府台公園野球場の名称について

【報告第1号】塩浜2丁目市有地活用事業について

1 検討経緯

<事業背景>

- 塩浜まちづくり基本計画の策定による「賑わいのエリア」の指定
- 北東部スポーツタウン基本構想の一部見直しによる、レジャープール機能の配置検討



■サウンディング（対話型の市場調査）の実施（令和5年12月）

レジャープール移設の可能性のほか、事業手法等について、事業者からの意見や提案を求め、参入意向や課題、各種条件等を把握するための調査を実施

2 塩浜2丁目市有地 整備方針の策定

① 事業手法について

	公設公営方式	DBO方式	PFI方式	定期借地権方式
概要	市の資金調達により、施設の設計から建設、運営を分割して発注する手法（従来の公共施設の整備手法）	市の資金調達により、施設の設計（デザイン）、建設（ビルド）、運営（オペレート）を一括発注する手法	PFI法に基づき、民間の資金調達により、経営能力や技術力を活かした施設の設計、建設、運営を行う手法	市が公有地に定期借地権を設定し、民間事業者が賃借した後、建設、運営を行う。民間事業者は市に地代を支払う
まとめ	△	○	○	◎

当該地の活用に関しては、原則として「定期借地権方式」による整備を検討

② 整備内容について

■パブリックコメントの意見をふまえた要求事項

カーボンニュートラルやユニバーサルデザインのほか、地域特性（塩害等）を考慮した施設整備

① 海辺の立地特性を活かした土地利用

- ・海の眺望を活かす機能
- ・干潟整備事業との連携機能



③ 年間を通して賑わいある空間の創出

- 気軽に立ち寄れる空間
- 飲食機能
- 散策機能
- 憩い、くつろぎの機能
- アスレチック・レジャー機能



② レジャープール機能の整備

- 造波プール機能
- 流水プール機能
- スライダー・すべり台機能
- 子ども用プール機能
- 魅力向上に資する機能



④ 公共交通機関と近接する立地特性を活用した整備

- 公共交通機関の利用促進
- 立地特性を踏まえた景観の一体化



3 今後の対応内容

令和6年度	・事業者選定 【優先交渉権者の決定⇒事業者決定】
令和7年度～	・決定事業者による設計および建設業務
令和9年 夏頃	・運用開始 ※以降、民営のため事業者による運営

<塩浜2丁目市有地活用事業に関する主な経緯>

時期	主な内容	備考
H17	塩浜地区まちづくり基本計画 策定	・塩浜2丁目市有地を「賑わいエリア」として指定
H26	市川市北東部スポーツタウン基本構想の策定	北東部地域のスポーツ施設不足の解消や市民の健康保持や増進を目的として策定 H29：テニスコート整備済（現 J:COM北市川スポーツパーク） ※体育館や屋内外プール等は現市民プールの土地に再整備
R4	塩浜市有地活用検討会	第1回：検討会の趣旨や検討内容の共有 第2回：事業手法ならびに塩浜市有地活用案について検討
	第2期 市川市スポーツ推進計画の策定	・市民アンケートの実施 ⇒市民の「健康意識」の高まりが見られた。
R5	市川市北東部スポーツタウン基本構想の見直し	・市民アンケートの結果を受け、北東部地域には「健康」を重視した施設を整備 ・現市民プールが有する「レジャー機能」については市内全域を俯瞰して検討
	塩浜2丁目市有地活用事業におけるサウンディング調査（対話型市場調査）の実施	・賑わい創出のアイデア収集 ・レジャープール設置の可能性 ・事業手法（定期借地権方式等）の意向確認
	塩浜2丁目市有地 整備方針（素案）策定	・サウンディングの結果を受け、レジャープール移設の可能性や賑わい施設のアイデアを把握し、整備方針について検討
R6	塩浜2丁目市有地 整備方針（素案）パブリックコメントの実施	・寄せられた意見をふまえ、施設整備全般に「カーボンニュートラル」「ユニバーサルデザイン」「地域特性の考慮」を追記
	塩浜2丁目市有地 整備方針の公開	・事業手法および導入機能の内容について公表
	塩浜2丁目市有地活用事業 募集要項（素案）公表	・本公募実施における課題点等の事前調査

【報告第2号】「学校部活動地域移行の進捗」について

1. 土日の部活動移行までのスケジュール

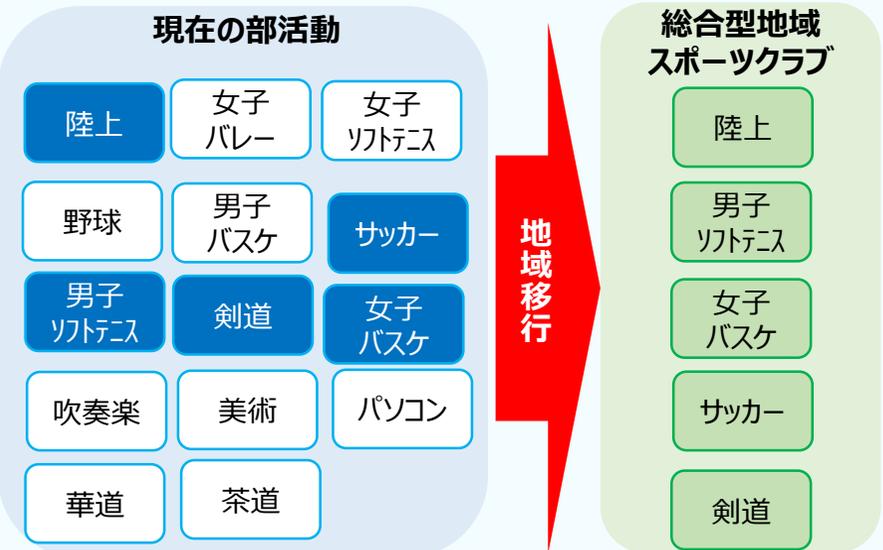
市では国や県の指針を参考に土日の部活動完全地域移行を目指す

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度～
モデル事業検証		移行可能な中学部活動から移行開始	
教職員・生徒・保護者・スポーツ団体等への説明			
指導者派遣システム検討		地域クラブ指導者の募集・登録	

2. 第四中学校のモデル事業について

■ 現在の状況

① 9月より東部総合型地域スポーツクラブ主体で5つの部活を移行開始



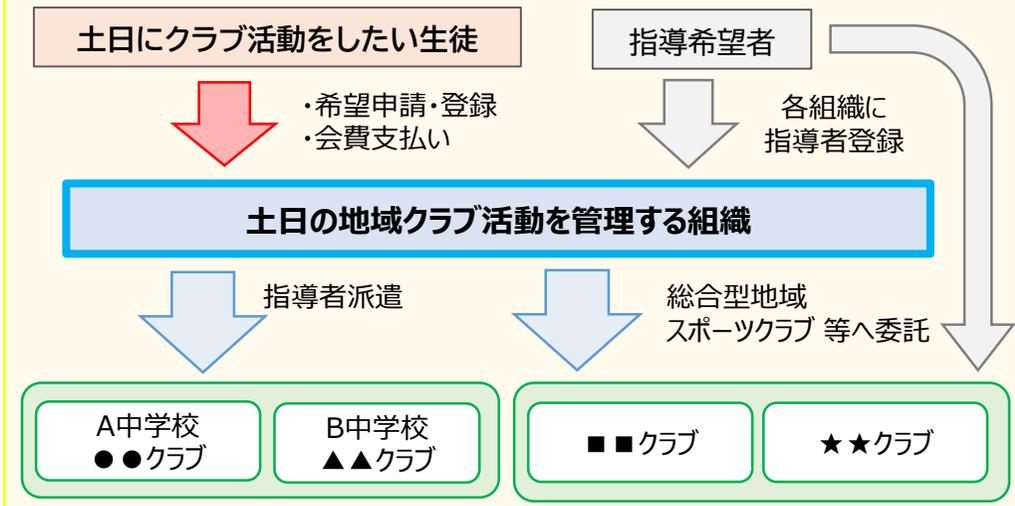
■ 見えてきた課題等

- 指導者確保の重要性
 - ・ 指導者の負担が大きい(体調不良時に休めないなど)
 - ・ 大人数の活動への対応(一人で指導できる人数に限界がある)
- 未経験の生徒の参加を受け入れる体制づくりの必要性
 - ・ 活動に必要な用具の用意や、既存の部活動参加者など習熟度が違う人が入った場合の指導方法などの整理が必要
- 費用負担に関する保護者理解の重要性
 - ・ 保護者に対して、新たに生じる費用負担の必要性を納得してもらえないと、地域クラブ活動への登録者が増えない

これらの課題を踏まえて、持続可能な推進体制を構築する

3. 本市が目指す地域移行の全体像 (案)

市では土日の地域クラブ活動手法として、「指導者派遣」や「委託」を検討中



【報告第3号】国府台公園野球場の名称について

1 国府台公園野球場 の変遷

- ・ 昭和25年 国府台公園内に野球場がオープン 通称「国府台球場」
- ・ 令和2年 公園再整備計画に伴い国府台球場 解体
- ・ 令和3年 遺跡調査と並行して新野球場の建設開始
- ・ 令和7年3月 竣工

2 施設の名称

- ・ 都市公園である国府台公園内の施設には、固有の名称が無い。
(設置管理条例のある「国府台市民体育館」を除く)
- ・ 施設に相応しい名称を決定し、都市公園条例に位置付ける。

【命名のポイント】

- ・ 下総国府に由来する「国府台」という地名を地域資源として活用、市内外に発信するため施設名称に冠する。
- ・ 野球だけでなく式典やイベントにも活用できる施設として球場ではなくスタジアムとする。

命名「国府台スタジアム」

3 愛称について

- ・ 慣れ親しまれた「国府台球場」をグレードアップして名称を「国府台スタジアム」とした。
- ・ 施設名称による歴史の継承と発信を企図し、市民公募による愛称選定は行わない。
- ・ まずは「国府台スタジアム」という名称を広く周知し、浸透させ、愛着をもっていただくために、ネーミングライツによる命名権移譲も当面の間は行わない。

